

十四 資産交換業に係る業務又は同法第三条第一項に規定する前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十五 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百二十五条第三項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 国民年金基金及びその理事並びに同法第二百三十七条の十五第四項に規定する契約の相手方

十六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）第二十七条に規定する積立金（以下この号において「積立金」という。）の積立てに係る契約の相手方

十七 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 企業年金基金及びその理事、同法第四条第一号に規定する事業主、同条第三号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第九一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十八 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八条第一項に規定する積立金の管理に関する業務 同法第二条第五项に規定する連合会（以下この号において「連合会」という。）及びその理事並びに連合会が締結する同法第九一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十九 確定拠出年金法（平成二十五年法律第六十三条）第一号に規定する資産管理機関 同法第三条第三項第一号に規定する事業主、同項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第六一条第一項の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事務の委託を受けた者

二十 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改

正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年改正法附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前厚生年金保険法第五百五十三条第一項第八号に規定する積立金又は平成二十五年改正法附則第四十条第四項第二号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）及びその理事、同条第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五百三十六条の五各号（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五百六十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる契約の相手方十九 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

七 一項に規定する有価証券があつては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）

八 資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産

九 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結

十 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

十一 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十二 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十三 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

十四 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを持む。）をいう。

十五 この章及び第七章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等を業として行う者をいう。

十六 〔金融商品販売業者等の説明義務〕

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十一条第五号において同じ。）

この章及び第百三十九条第二項第二号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じくする。）によるもの。

同じ)で、あって第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)を行うもの及び金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ(1)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)以外の者が次に掲げる行為(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。)を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)のいずれかを行ふ業務をいう。

一 次に掲げる者と顧客との間において行う有

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行なう金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間ににおいて行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいふ。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する

四 有価証券の売出しをいう。」の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）

おいて行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十三条第二項において同じ。）（当該投資顧問契約

約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。) 又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。

第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。) (当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする場合において文句を主張するための手段。

るものとして政令で定めるものに陥る)の
締結の媒介

における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の

規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。

この章及び第七章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

この章、第六章及び第七章において「認定金

融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

「**関**」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。) を処理する手続をいう。

11 この章において、「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることが

12 この章及び第七章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

は、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）
第十三条 前条の登録を受けようとする者（以下
第十五条までにおいて「登録申請者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称

三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
四 業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業等、百五十二条第一項第一号に規定する業務を除く）

五、貸金業貸付媒介業務の種別をいう。(以下同じ。)貸金業貸付媒介業務を行ふ場合にあつては、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は勧

誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。）

第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

八 七
他に事業を行ふときは、その事業の種類
二 その他内閣府令で定める事項
一 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添
付しなければならない。

一 第十五条第一号イからカまで、第二号イか
らへまで又は第三号イ若しくはロのいずれに
も該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者が法人であるときは、定款及び
登記事項正用書(二つに隼するらうを含)

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類であつては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合については、第十五条第五号イ、ロ、ハ（（2）を除く）、ニ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

（登録の実施）

第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

十三条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の概観に供しなければならない。

第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け

をした者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ（1）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者があつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号ニ（1）において同じ。）を受けている者が当該外国において同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの。

貸金業者であつた者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（1）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録の更新

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十九年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）、長期信託用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成二年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法その他の政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物偽統制令（昭和二十一年勅令第二百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者

タ 金融サービス仲介業を適正に遂行するに足りる能力を有しない者

レ 電子金融サービス仲介業務を行つ場合にあつては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの）（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。（ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を保証すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十二条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあつては、役員のうちには次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けた後に行つてゐる者

(1) これがなくなつた日から五年を経過しない者
次のいずれかに該当する者
金融サービス仲介業者であつた法人が
第三十九条第一項の規定により第十二条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該
外国人において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日
以内にこれらの法人の役員であつた者で
その取消しの日から五年を経過しないもの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の三十四条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十五条第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の三十五条第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政处分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者があつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五条第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農

(4) 業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは該外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五条第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であつた法人が同法第二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第一百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合代理業者であつた法人が協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五条第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外國の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種

(6) 類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(7) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により长期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場合、长期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第五項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、长期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは长期信用銀行代理業者があつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十六条の五第一項の規定により长期信用銀行法第六十二条の五十六第一項の規定により長

(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であつた法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であつた法人が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の場合により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む）を受けている者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(9) 農林中央金庫であつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外國の法令の規定により相当する法人が当該外國の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第十九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外國の法令の規定により当該外國において同種類の免許を受けた者が当該同種類の免許を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む）であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七十七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた法人が同項

(11) 金融商品取引業者であつた法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定による同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第二項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により同法第六十三条第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合若しくは同法第六十六条第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

第二条 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは、「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは、「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行なう」と、同条第五号中「保険媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を行なう」とあるのは、「次条第一項を除く。」と、同条第六号中「有価証券保険媒介業務を」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

三 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき

二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき

三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及ぼしたとき

八 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき

九 その他の内閣府令で定める場合に該当するとき

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者 貸金業者

九 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

五 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかるはず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十一条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）。

二 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業農業協同組合法第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業、水

産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

三 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

四 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行なうときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

五 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行なう金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

一次のいずれにも該当しない者であること。イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するためには必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる处分を受け、その处分の日から五年を経過しない者

（1）銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

（2）農業協同組合法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

（3）水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の二の第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の二第一項の登録の取消し

（4）協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の二第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

（5）信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録の取消し

（6）労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録の取消し

（7）農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録の取消し

（8）株式会社商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

（9）銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（1）第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

（2）第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

（3）水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の二の第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の二第一項の登録の取消し

（4）協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の二第一項又は第二項の規定による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録の取消し

（5）信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録の取消し

（6）労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録の取消し

（7）農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五の二第一項の登録の取消し

（8）株式会社商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

（9）銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（10）第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

（11）第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令	(3) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の八第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
(4) 水産業協同組合法第一百六十六条第四項の規定による同法第一百十一条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令	(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
(6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令	(7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
(8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令	(9) 株式会社商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
(10) 水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(9)までの業務と同種類の業務の廃止の命令	二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。	イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
(2) 法人が前号ハ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの	(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者
(4) 前号ロ(1)又は(2)のいずれに該当する者	三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
(5) 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合は、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二条に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の七第一項及び第三項、第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く。)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法による金融事業に関する法律第六条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第九十五条の規定による金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中第五十二条の三第一項各号に掲げる二	

二 法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。	イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
(2) 法人が前号ハ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの	(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者
(3) 前号ロ(1)又は(2)のいずれに該当する者	三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
(4) 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合は、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二条に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の七第一項及び第三項、第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く。)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法による金融事業に関する法律第六条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第九十五条の規定による金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中第五十二条の三第一項各号に掲げる二	

二 法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。	イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
(2) 法人が前号ハ(1)から(10)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの	(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者
(3) 前号ロ(1)又は(2)のいずれに該当する者	三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
(4) 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合は、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二条に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の七第一項及び第三項、第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く。)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法による金融事業に関する法律第六条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第九十五条の規定による金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中第五十二条の三第一項各号に掲げる二	

サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
一 第十一条第二項第一号に掲げる行為の内容とする契約を締結した者
二 第十一条第二項第二号に掲げる行為の内容により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
三 第十一条第二項第三号に掲げる行為の内容により為替取引を内容とする契約を締結した者
四 第十一条第三項に規定する媒介による保険契約を締結した保険契約者、当該媒介保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
五 第十一条第四項第一号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約を締結した者
六 第十一条第四項第二号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
七 第十一条第四項第三号に掲げる行為の内容により有価証券を取得した者
八 第十一条第四項第四号に掲げる行為の内容により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
九 第十一条第五項に規定する媒介の当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を行ふべき者とする契約を締結した者又は当該契約に関する権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができること

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
12 (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約) 第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に関する重要な事項は、内閣府令・法務省令で定める)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)

2 (業務運営に關する措置)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)
2 (金銭の預託の禁止)

2 (金銭の預託の禁止)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2 (指定紛争解決機関との契約締結義務等)
2 前二項に定めるものほか、金融サービス仲業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 (情報の提供)
2 第二十四条 削除

2 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別

三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他の金融サービス仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨

五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

2 (業務運営に關する措置)

2 (金銭の預託の禁止)

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下の条において同じ。)が存在する場合

下この条において同一の指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合

一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

口 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に關する苦情処理措置

口 指定保険媒介紛争解決機関(指定紛争解決手続の利用の促進に關する法律(平成十六年法律五百五十一号)第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置)をいう。以下この項において同じ。)

四 口 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合 貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等（貸金業法第二条第六項に規定する資金需要者等をいう。）若しくは債務者等（同条第五項に規定する債務者等をいう。）であった者をいう。

金融サービス仲介業者は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの第一の指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの第一の指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの第一の指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの第一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機

閣（以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。）の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十五条第一項の規定による指定が第七十三条第一条の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間三第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める（銀行法の準用）

第二十九条 銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めることにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により公表しなければならない。

第四節

（報告又は資料の提出

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

3 とができる。
せ、又は帳簿書類その他の物件を検査させるこ
分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつ
たときは、これを提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。
5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業
務に関して取引する者、金融サービス仲介業者
から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正
当な理由があるときは、第二項の規定による質
問又は検査を拒むことができる。
(業務改善命令)
第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介
業者の業務の状況に照らして、当該金融サービ
ス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適
切な運営を確保するため必要があると認めると
きは、当該金融サービス仲介業者に対し、その
必要な限度において、業務の内容及び方法の変
更その他監督上必要な措置を命ずることができ
る。
(監督上の処分)
第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介
業者が次の各号のいずれかに該当するときは、
当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を
取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の
全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。
一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号か
ら第三号までのいずれかに該当するとき。
二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を
を受けている場合であって、第十五条第四号に
該当するとき。
三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を
受けている場合であって、第十五条第五号に
該当するとき。
四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限
る。)

3 とができる。
せ、又は帳簿書類その他の物件を検査させるこ
分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつ
たときは、これを提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。
5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業
務に関して取引する者、金融サービス仲介業者
から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正
当な理由があるときは、第二項の規定による質
問又は検査を拒むことができる。
(業務改善命令)
第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介
業者の業務の状況に照らして、当該金融サービ
ス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適
切な運営を確保するため必要があると認めると
きは、当該金融サービス仲介業者に対し、その
必要な限度において、業務の内容及び方法の変
更その他監督上必要な措置を命ずることができ
る。
(監督上の処分)
第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介
業者が次の各号のいずれかに該当するときは、
当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を
取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の
全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。
一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号か
ら第三号までのいずれかに該当するとき。
二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を
を受けている場合であって、第十五条第四号に
該当するとき。
三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を
受けている場合であって、第十五条第五号に
該当するとき。
四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録
(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限
る。)

る。)を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関する著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対する電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の當該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている場合にあっては、その役員が第十一条第五号イ、ロ又はハ(2)若しくは(3)に該当するとき。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の當業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在(法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めることとする。

前項の規定による処分若しくは定めができる。

内閣総理大臣は、次に掲げる場合に

一 前条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録を取り消したとき。

二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

第五節 認定金融サービス仲介業協会(認定金融サービス仲介業協会の認定)

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とする。

二 金融サービス仲介業者を社員(以下この節及び第一百四十八条第六号において「会員」という。)に含む旨の定款があること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定金融サービス仲介業協会の業務)

四十一條 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行ふに当た

り、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う金融サービス仲介業に関し、契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告

三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱う情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を定めたる定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を定めたる定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

(業務規程)

四 十七條 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出)

四十八條 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

四十九條 会員は、金融サービス仲介業者が行った他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

五 金融サービス仲介業の顧客を保護するため

に必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等(第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。)の登録及び次節において同じ。からのお苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報の前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(会員名簿の縦覧等)

四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

(秘密保持義務等)

四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

四十六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条)第十一條第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を定めたる定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

(業務規程)

四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出)

四十八條 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

四十九條 会員は、金融サービス仲介業者が行った他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

五 金融サービス仲介業の顧客を保護するため

に必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等(第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。)の登録及び次節において同じ。からのお苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

四十六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条)第十一條第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を定めたる定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

(業務規程)

四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告又は資料の提出)

四十八條 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

四十九條 会員は、金融サービス仲介業者が行った他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

五 金融サービス仲介業の顧客を保護するため

に必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等(第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。)の登録及び次節において同じ。からのお苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に於ける業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく处分に違ったときは、その認定を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(紛争解決等業務を行ふ者の指定)

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行ふ者として、指定することができる。

法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法人に準拠して設立された法人その他の外国の法人）

団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものとし政令で定めるものとし政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

九 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を第六条第二項に規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有するることを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類（秘密保持義務等）

四 第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいふ。）次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）があつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に該当する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに算定する

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない者でないこと。

六 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

七 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するためには十分であると認められること。

九 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

一 前項の指定申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

四 役員の氏名又は名称若しくは商号

五 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

六 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

七 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）

八 業務規程

九 第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいふ。）次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に従事して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

十 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

十一 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定したときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。（指定の申請）

十二 指定を受けようとする紛争解決等業務の業者とする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

十三 指定を受けようとする紛争解決等業務の業者とする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。（指定の申請）

(指定紛争解決機関の業務)

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行ふものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加入金融サービス仲介業者(手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。)若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約で他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)
第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)
第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 紛争解決基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金融サービス仲介業者はその顧客等(以下この節において単に「当事者」という。)から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれら的手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることがで

き、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、

金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要

な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾

を勧告することができる。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、

前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者

間に和解が成立する見込みがない場合におい

て、事案の性質、当事者の意向、当事者の手

続追行の状況その他の事情に照らして相当で

あると認めるときは、金融サービス仲介業務

関連紛争の解決のために必要な特別調停案を

作成し、理由を付して当事者に提示すること

ができる。

五 他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十一 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十二 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十三 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十四 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十五 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十六 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十七 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十八 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十一 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十二 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十三 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十四 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十五 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十六 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十七 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十八 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

二十九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

内閣府令で定める者をいう。)を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行ふこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決手続に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決手続に係属する紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり、紛争解決手続における専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができる。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続において、紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決手続に申し立てる場合に、紛争解決手続の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業務の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十一 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十二 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類そ

の他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれら秘密についても、同様とされる。

十二、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三、紛争解決委員が紛争解決手続によつては、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四、指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五、第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

十六、第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ。）を定めていること。

十七、負担金額等が著しく不当なものでないこと。

一、第一項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものをいう。

二、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

三、当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていらない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことか加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとさ。

三、当該和解案の提示の時ににおいて当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起さ

されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことをお加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

五、業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

六、内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

七、内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第二 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

第三 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第四 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。（暴力團員等の使用の禁止）

第五十八條 指定紛争解決機関は、暴力團員（暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力團員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。（差別的取扱いの禁止）

第五十九條 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

五、前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府

令で定める者

四、指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者とのとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を行ふのに適当でないと認めると、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めると、は、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

三、前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないときは、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決手続の業務を委託するものとする。

（紛争解決手続）

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

第六十三条 紛争解決委員は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者とされなければならない。

第六十四条 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときには、紛争解決委員を選任するものとする。

第六十五条 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者である者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

第六十六条 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

第六十七条 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

第六十八条 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

第六十九条 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

一、当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
 三 前二号に掲げるもののはか、内閣府令で定める事項

九 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関する事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるものほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予）

第七十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴え提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴え提起があつたものとみなす。

二 第五十二条第一項の規定により認可され、又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていいた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴え提起したときも、前項と同様とす

（訴訟手続の中止）

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟手続が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
 一 当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において、紛争解決手続が実施され、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施され、こと。

二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

三 被告裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことによって、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施され、こと。

四 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

五 被告裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことによって、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施され、こと。

六 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

七 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

八 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

九 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十一 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十三 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十四 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十五 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

十六 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解

決を図る旨の合意があること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めること。

（業務に関する報告書の提出）

第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告収取及び立入検査）

第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

三 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても、不不服を申し立てることができない。（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

（名称等の使用制限）

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（変更の届出）

第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（紛争解決等業務の休廃止）

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるもの）を除く。）をし、又は廃止をし

（紛争解決等業務の休廃止）

第七十三条 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。

（紛争解決等業務の休止）

第七十四条 第六十二条の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第五十九条第一項第五号から第七号までに掲げた各号に掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第

五十二条第一項第五号から第七号までに掲げた各号に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第五十九条第一項第五号から第七号までに掲げた各号に掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十五条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第

五十二条第一項第五号から第七号までに掲げた各号に掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第五十九条第一項第五号から第七号までに掲げた各号に掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

(指定の取消し等)

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十一条第一項第二号から第七号までに

掲げる要件に該当しないこととなつたとき、

又は指定を受けた時点において同項各号のい

ずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

二 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る)。

三 第五十一条の規定により第五十条の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の

氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。(届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなるとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。)

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者(以下この節において「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならぬ。

一 有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利については、同項各号に掲げる権利を除く。)に係る次に掲げる行為

口 次に掲げる行為

(1) 売買の媒介の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定により第五十条の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、その旨を官報で告示するものとする。

三 第五十一条の規定により第五十条の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業

務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、

当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

(第七節 雜則)

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定により第五十条の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業

務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、

当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十

四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四

条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えるものとする。

三 替えは、政令で定める。

四 第六十第一項

五 第六十第二十五

六 第六十第二十六の前項

七 第六十第二十六の二十一

八 第六十第二十九条の二十二

九 第六十第二十九条の二十三

十 第六十第二十九条の二十四

十一 第六十第二十九条の二十五

十二 第六十第二十九条の二十六

十三 第六十第二十九条の二十七

十四 第六十第二十九条の二十八

十五 第六十第二十九条の二十九

十六 第六十第二十九条の三十

十七 第六十第二十九条の三十一

十八 第六十第二十九条の三十二

十九 第六十第二十九条の三十三

二十 第六十第二十九条の三十四

二十一 第六十第二十九条の三十五

二十二 第六十第二十九条の三十六

二十三 第六十第二十九条の三十七

二十四 第六十第二十九条の三十八

二十五 第六十第二十九条の三十九

二十六 第六十第二十九条の四十

二十七 第六十第二十九条の四十一

二十八 第六十第二十九条の四十二

二十九 第六十第二十九条の四十三

三十 第六十第二十九条の四十四

三十一 第六十第二十九条の四十五

三十二 第六十第二十九条の四十六

三十三 第六十第二十九条の四十七

三十四 第六十第二十九条の四十八

三十五 第六十第二十九条の四十九

三十六 第六十第二十九条の五十

三十七 第六十第二十九条の五十一

三十八 第六十第二十九条の五十二

三十九 第六十第二十九条の五十三

四十 第六十第二十九条の五十四

四十一 第六十第二十九条の五十五

四十二 第六十第二十九条の五十六

四十三 第六十第二十九条の五十七

四十四 第六十第二十九条の五十八

四十五 第六十第二十九条の五十九

四十六 第六十第二十九条の六十

四十七 第六十第二十九条の六十一

四十八 第六十第二十九条の六十二

四十九 第六十第二十九条の六十三

五十 第六十第二十九条の六十四

五十一 第六十第二十九条の六十五

員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えるものとする。

二 第六十第一項

三 第六十第一項

四 第六十第一項

五 第六十第一項

六 第六十第一項

七 第六十第一項

八 第六十第一項

九 第六十第一項

十 第六十第一項

十一 第六十第一項

十二 第六十第一項

十三 第六十第一項

十四 第六十第一項

十五 第六十第一項

十六 第六十第一項

十七 第六十第一項

十八 第六十第一項

十九 第六十第一項

二十 第六十第一項

二十一 第六十第一項

二十二 第六十第一項

二十三 第六十第一項

二十四 第六十第一項

二十五 第六十第一項

二十六 第六十第一項

二十七 第六十第一項

二十八 第六十第一項

二十九 第六十第一項

三十 第六十第一項

三十一 第六十第一項

三十二 第六十第一項

三十三 第六十第一項

三十四 第六十第一項

三十五 第六十第一項

三十六 第六十第一項

三十七 第六十第一項

三十八 第六十第一項

三十九 第六十第一項

四十 第六十第一項

四十一 第六十第一項

四十二 第六十第一項

四十三 第六十第一項

四十四 第六十第一項

四十五 第六十第一項

四十六 第六十第一項

四十七 第六十第一項

四十八 第六十第一項

四十九 第六十第一項

五十 第六十第一項

五十一 第六十第一項

五十二 第六十第一項

五十三 第六十第一項

五十四 第六十第一項

五十五 第六十第一項

五十六 第六十第一項

五十七 第六十第一項

五十八 第六十第一項

五十九 第六十第一項

六十 第六十第一項

六十一 第六十第一項

六十二 第六十第一項

六十三 第六十第一項

六十四 第六十第一項

六十五 第六十第一項

六十六 第六十第一項

六十七 第六十第一項

六十八 第六十第一項

六十九 第六十第一項

七十 第六十第一項

七十一 第六十第一項

七十二 第六十第一項

七十三 第六十第一項

七十四 第六十第一項

七十五 第六十第一項

七十六 第六十第一項

七十七 第六十第一項

七十八 第六十第一項

七十九 第六十第一項

八十 第六十第一項

八十一 第六十第一項

八十二 第六十第一項

八十三 第六十第一項

八十四 第六十第一項

八十五 第六十第一項

八十六 第六十第一項

八十七 第六十第一項

八十八 第六十第一項

八十九 第六十第一項

(届出受理事務等の委任)
第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第一百五十六条において同じ。に、認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものと認定金融サービス仲介業協会等に属する金融サービス仲介業者の役員又は使用者に係るもの並びに第七十五条並びに前条において「届出受理事務」という。であつて認定金融サービス仲介業協会等に属する金融サービス仲介業者の役員又は使用者に係るもの並びに第七十五条並びに前条において「届出受理事務」という。

第十四条の規定による届出(登録の取扱いを除く)若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取扱いを除く)若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十四条又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等に属する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第二項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務(以下この条(第六項各号を除く)及び第八十条において「登録事務」といいう。)であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務(前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く)をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に関する届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務(前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く)をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

第十八条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行なう協会による登録事務を行なう協会(同号において同じ)。二 金融商品取引法第六十六条の七第一項又は第二項の規定による登録事務(同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。)を行う協会(同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ)。

内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業者が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条において読み替えて準用する金融

商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取扱いを除く)若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合あつては、認定金融サービス仲介業協会等に納めなければならぬ。前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。

第二十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等は、該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(登録事務についての審査請求)

第二十一条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等は、該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(審査請求)

第二十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二十三条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十四条 地方公共団体は、國の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた

ビス仲介業協会等に行なっていた届出受理事務若しくは登録事務を行なうこととするときは、その旨を公示しなければならない。

二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及

ビ 広報の推進に関する事項

ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために

ハ 利用の促進に関する事項

三 国民の安定的な資産形成に関する施

策を総合的に実施するために必要な国・関係

行政機関・地方公共団体及び民間の団体の連

携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的

な資産形成の支援に関する施策に関する重要

事項

五 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の

決議があつたときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

六 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の

実施の状況について、評価を行なければなら

なければならない。

七 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関

する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏

まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認

めるときには、これを変更しなければならない。

八 第三項から第五項までの規定は、基本方針の

変更について準用する。

(地方公共団体及び民間事業者に対する支援)

九 政府は、国民の安定的な資産形成の支

援に関する施策に關し、地方公共団体が実施す

る施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成

の支援に必要な活動を支援するため、情報の提

供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(事業主の責務)

事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進ための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

第二節 金融経済教育推進機構

第一款 総則

(機構の目的) 第八十六条 金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るために教授及び指導(第百十九条及び第百三十四条において「金融経済教育」という。)を推進することを目的とする。

(法人格) 第八十七条 機構は、法人とする。
(数) 第八十八条 機構は、一を限り、設立されるものと/orする。

(資本金) 第八十九条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。
2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
(名称) 第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。
2 機構でない者は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いてはならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗争ができない。
(登記) 第九十一条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗争ができない。
(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用) 第九十二条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

(発起人) 第二款 設立

(設立の作成等)

機構を設立するには、金融又は経済に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

(定款の作成等)

作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

2 1. 目的
2. 二、名称
3. 事務所の所在地
4. 資本金及び出資に関する事項
5. 運営委員会に関する事項
6. 役員に関する事項
7. 業務及びその執行に関する事項
8. 財務及び会計に関する事項
9. 定款の変更に関する事項
10. 公告の方法
(設立の認可等)

2 1. 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 1. 定款の変更

2 1. 業務方法書の作成又は変更
3. 予算及び事業計画の作成又は変更
4. 決算

2 1. その他運営委員会が特に必要と認める事項
(組織)

2 1. 次の他運営委員会が特に必要と認める事項
(組織)

か、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 連営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の秘密保持義務) 秘密を漏らし、又は濫用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の地位)

委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(設置) 第三款 運営委員会

2 1. 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

2 1. 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 1. 定款の変更

2 1. 業務方法書の作成又は変更

2 1. 予算及び事業計画の作成又は変更

2 1. 決算

2 1. その他運営委員会が特に必要と認める事項
(組織)

に至ったときは、その役員を解任しなければならない。

内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに該当するに至ったときその他の役員たるに適しないと認めるときは、第百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

役員(非常勤の者を除く。)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第百十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

第百十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第百十六条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第百十七条 機構の職員は、理事長が任命する。

(業務の範囲)

第百十八条 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこと。
一 金融経済教育を行うこと。
二 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。
三 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第百二十条 機構は、内閣総理大臣の認可を受け、前条の業務の一部を委託することができ る。前条の業務の一部を委託することができ

2 第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員で、当該委託を受けた業務に従事するものについて準用する。

3 第百二十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 第百二十三条 機構は、前項の業務方法書には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

5 第百二十四条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

6 第百二十五条 機構は、その業務を行なうため必要があると認めるときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。により不特定多数の者が提供を受けができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

7 第百二十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

8 第百二十七条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときも、同様とする。内閣総理大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

9 第百二十八条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他の内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

10 第百二十九条 機構は、前項の規定により財務諸表及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

11 第百三十条 機構は、次の方針によるほか、業

報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

12 第百三十二条 機構は、次の方針によるほか、業

務上の余裕金を運用してはならない。

13 第百三十三条 機構は、内閣総理大臣の指定期間、公債の保有

14 第百三十四条 機構は、内閣総理大臣の指定期間、公債の運用

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

6 第百三十五条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

7 第百三十六条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

8 第百三十七条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

9 第百三十八条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

10 第百三十九条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

11 第百四十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

12 第百四十一条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

13 第百四十二条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

14 第百四十三条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

15 第百四十四条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

16 第百四十五条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

17 第百四十六条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

18 第百四十七条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

19 第百四十八条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

20 第百四十九条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

21 第百五十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

22 第百五十一条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

23 第百五十二条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

24 第百五十三条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

25 第百五十四条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

26 第百五十五条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

27 第百五十六条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

(内閣府令への委任)	この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
第六章 雜則	(関係者相互の連携及び協力) 第百三十五条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 國、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。(権限の委任)
第一百三十六条	内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
第一百三十七条	内閣総理大臣は、この法律による権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。
2	金融庁長官は、前項の規定により委任された権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
一	第三十五条第一項及び第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)
二	第三十六条第一項及び第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)
四	第四十九条第一項及び第二項の規定による権限(金融サービス仲介業(有価証券等仲介業務に係るものに限る。)の適正の確保に係る規定で定める規定に関するものに限る。)
3	金融庁長官は、政令で定めるところにより、政令で定める業務に関するものに限り、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項の規定による権限。

二	二項並びに第四十九条第一項及び第一項の規定によるものを委員会に委任することができる。
4	委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。
5	金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
6	委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
7	前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。(委員会に対する審査請求)

第一百三十九条	この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第一百四十条	次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。
一	第十三条又は第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
二	第二十九条において準用する銀行法第五十条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(第十一条第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。
三	第三十条において準用する保険業法第三百一条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(運用実績連動型保険契約に係るものを除く。)をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。
四	第三十一条において準用する保険業法第三百一条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為(運用実績連動型保険契約に係るものを除く。)をしたとき。
五	第三十二条において準用する貸金業法第十一条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第一百二十二条第三号において同一の行為(運用実績連動型保険契約に係るものを除く。)をしたとき。
四	第三十二条において準用する貸金業法第十一条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。
五	第三十二条において準用する貸金業法第十一条の五の規定に違反したとき。

六	第三十二条において準用する貸金業法第十一条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。
七	第三十二条において準用する貸金業法第十一条の七の規定に違反したとき。
八	第三十二条において準用する貸金業法第十一条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
九	第三十二条において準用する貸金業法第十一条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
十	第三十二条において準用する貸金業法第十一条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
十一	第三十二条において準用する貸金業法第二十二条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。
十二	第三十二条において準用する貸金業法第二十二条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。
十三	第三十二条において準用する貸金業法第二十二条の二(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。
十四	第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
十五	第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。
十六	第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。
十七	第三十五条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
十八	第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

は虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十一条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しく

は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は

これらの規定による当該職員の質問に対し

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若し

くはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、

若しくは忌避したとき。

二十一 第七十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

第一百四十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第五項の規定に違反したとき。

二 第二十七条の規定に違反したとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の第三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報を併科する。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五の二 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらに規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をして書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。

八 第百四十四条 前条第四号の場合において、犯人は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九

条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項及び第七項を除く。」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百四十四条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第一百四十五条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四十六条 第百五条（第二百十八条及び第二百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六十月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第一百四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十条 第百三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百五十二条 第三十二条において準用する貸金業法第十一条の四第一項の規定に違反したとき。

第一百五十三条 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。

第一百五十四条 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の掲示をしたとき。

第一百五十五条 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は贋写の請求を拒んだとき。

第一百五十六条 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は相手方から請求があった場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつたとき。

第一百五十七条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

第一百五十八条 第三十二条において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるよう

項第五号に掲げる事項又は同法第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。

五百 第六十条又は第六十二条第九項の規定によ

る記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

五百一十九条 次の各号のいずれかに該当するとき、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十

二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを併科する。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定によ

る記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十

二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

七 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛

争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は

廃止をしたとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第

五条第二項の規定に違反して、第十三条第一

条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚

偽の情報の提供をしたとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第

五条第二項の規定に違反して、第十三条第一

条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚

偽の情報の提供をしたとき。

